

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成21年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
亜鉛の水溶性化合物	第一種	1	27,000	27,000	0	0
アクリロニトリル	第一種	7	7,000	7,000	0	0
アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	9	2,100	2,100	0	0
アセトニトリル	第一種	12	860	860	0	0
アニリン	第一種	15	100,000	100,000	0	0
m-アミノフェノール	第一種	21	1,100	1,100	0	0
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	第一種	24	35,000	13,000	22,000	0
アンチモン及びその化合物	第一種	25	4,900	4,900	0	0
4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	第一種	30	4,200	4,200	0	0
2-イミダゾリジンチオン	第一種	32	290,000	0	290,000	0
エチルベンゼン	第一種	40	950,610	19,010	0	931,600
エチレングリコール	第一種	43	23,370	9,700	0	13,670
エチレングリコールモノエチルエーテル	第一種	44	1,500	1,500	0	0
エチレングリコールモノメチルエーテル	第一種	45	990	990	0	0
エチレンジアミン	第一種	46	180,000	180,000	0	0
エピクロロヒドリン	第一種	54	3,800	3,800	0	0
-カプロラクタム	第一種	61	1,500	1,500	0	0
キシレン	第一種	63	4,216,300	68,500	0	4,147,800
クレゾール	第一種	67	104,300	104,300	0	0
クロム及び3価クロム化合物	第一種	68	24,530	16,730	7,800	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成21年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
6価クロム化合物	第一種	69	17,900	14,700	3,200	0
クロロベンゼン	第一種	93	820	820	0	0
クロロホルム	第一種	95	5,400	5,400	0	0
コバルト及びその化合物	第一種	100	2,500	2,500	0	0
酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	第一種	101	4,100	4,100	0	0
酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	第一種	103	8,100	8,100	0	0
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	第一種	108	1,100	1,100	0	0
2-(ジエチルアミノ)エタノール	第一種	109	12,000	12,000	0	0
N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第一種	115	60,500	5,500	0	55,000
2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	第一種	143	15,000	15,000	0	0
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	第一種	145	187,100	187,100	0	0
ジフェニルアミン	第一種	159	1,250,000	1,250,000	19,000	0
N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	第一種	166	5,200	5,200	0	0
N,N-ジメチルホルムアミド	第一種	172	1,160	1,160	0	0
スチレン	第一種	177	817,000	817,000	0	0
チオ尿素	第一種	181	31,500	31,500	0	0
1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	第一種	198	41,800	41,800	0	0
テトラクロロエチレン	第一種	200	6,800	6,800	0	0
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	第一種	204	121,900	21,900	0	100,000
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	第一種	207	113,450	83,860	30,050	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成21年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
トリクロロエチレン	第一種	211	19,500	19,500	0	0
2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	第一種	212	15,000	15,000	0	0
1,3,5-トリメチルベンゼン	第一種	224	142,380	1,100	0	141,280
トルエン	第一種	227	10,975,800	3,041,800	0	7,934,000
ニッケル	第一種	231	870	0	870	0
ニッケル化合物	第一種	232	11,020	10,301	720	0
N-ニトロソジフェニルアミン	第一種	238	520	520	0	0
二硫化炭素	第一種	241	1,500,000	1,500,000	0	0
ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	第一種	249	32,000	13,000	0	19,000
ヒドラジン	第一種	253	520	520	0	0
ヒドロキノン	第一種	254	1,310,000	1,190,000	0	123,000
ピペラジン	第一種	258	360,000	360,000	0	0
ピリジン	第一種	259	1,600	1,600	0	0
o-フェニレンジアミン	第一種	262	420,000	420,000	0	0
p-フェニレンジアミン	第一種	263	1,400	1,400	0	0
m-フェニレンジアミン	第一種	264	41,000	41,000	0	0
p-フェネチジン	第一種	265	42,000	42,000	0	0
フェノール	第一種	266	367,200	367,200	0	0
フタル酸ジ-n-オクチル	第一種	269	1,600	1,600	0	0
フタル酸ジ-n-ブチル	第一種	270	3,000	3,000	0	0
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	272	20,860	20,860	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成21年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
ふっ化水素及びその水溶性塩	第一種	283	3,790	3,790	0	0
ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	第一種	297	40,400	40,400	0	0
ベンゼン	第一種	299	412,500	0	0	412,500
ほう素及びその化合物	第一種	304	2,430	2,430	0	0
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	第一種	307	24,550	24,550	0	0
ホルムアルデヒド	第一種	310	540	540	0	0
マンガン及びその化合物	第一種	311	203,180	23,180	180,000	0
無水マレイン酸	第一種	313	29,900	29,900	0	0
メタクリル酸	第一種	314	2,100	2,100	0	0
メタクリル酸メチル	第一種	320	9,000	9,000	0	0
N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	第一種	333	160,000	0	160,000	0
-メチルスチレン	第一種	335	89,000	89,000	0	0
モリブデン及びその化合物	第一種	346	520	520	0	0
1・1-ジメチルヒドラジン	第二種	43	2,400	2,400	0	0
アンモニア(アンモニア水を含む)	県指定	2	129,000	129,000	0	0
塩化水素(塩酸を含む)	県指定	7	105,960	105,960	0	0
硝酸	県指定	25	1,728,800	1,728,800	0	0
トリエチルアミン	県指定	27	3,870	3,870	0	0
二酸化硫黄(燃焼生成物を除く。)	県指定	30	87,000	0	87,000	0
フタル酸ジメチル	県指定	39	3,700	3,700	0	0
n-ヘキサン	県指定	45	139,890	139,890	0	0

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成21年度の川口市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
p-ベンゾキノン	県指定	48	71,000	0	71,000	0
ベンゾフェノン	県指定	49	1,300	1,300	0	0
マグネシウム	県指定	52	1,500	1,500	0	0
メタノール	県指定	54	360,500	326,500	30,000	0
メチルイソブチルケトン	県指定	55	54,520	54,520	0	0
メチルエチルケトン(別名MEK)	県指定	56	1,867,540	1,867,540	0	0
硫化水素	県指定	60	194,400	4,400	190,000	0
硫酸(三酸化硫黄を含む)	県指定	61	283,570	283,570	0	0
硫酸ジメチル	県指定	62	1,110,000	1,110,000	0	0
全物質合計			31,071,520	16,120,491	1,091,640	13,877,850

有効数字の関係で取扱量と取扱量の内訳の合計は必ずしも一致しません。

取扱量の内訳は以下のとおりです。

使用量・・・事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量・・・事業所において製造した量(副生成物も含む)

取り扱う量・・・入荷した特定化学物質を自らは使用しないで、卸売りや小売りのために、事業所内で貯蔵所等に移し替える量